

子育て世帯臨時特例給付金は、申請受け付け中です！

昨年に引き続き、消費税率引き上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して給付される「子育て世帯臨時特例給付金」の申請の受け付けを開始しています。お早めの申請をお願いします。

平成27年度子育て世帯臨時特例給付金の申請書は、児童手当現況届も兼ねておりますので、児童手当現況届を提出いただくと給付金の申請も行われたこととなります。なお、施設入所等児童の方には、施設等に申請書を送付します。

- 提出方法 児童手当現況届をこども支援課へ提出してください。
- 申請期限 平成27年12月30日(水) (郵送の場合は当日消印有効) まで。ただし、児童手当現況届は随時受け付けています。
- 提出先 市役所防災庁舎2階こども支援課 (〒085-8505 黒金町7-5)

※公務員の方

平成27年5月31日時点の住民票所在地が釧路市で、平成27年6月分の児童手当を受給されている公務員の方

- 提出方法 職場から配布される申請書を臨時・特例給付金対策室へ郵送(または持参)してください。返信用封筒(切手不要)は市のホームページからダウンロードできます。
- 申請期限 平成27年12月30日(水) (郵送の場合は当日消印有効) まで。
- 提出先 市役所本庁舎2階臨時・特例給付金対策室 (〒085-8505 黒金町7-5)

- ・公務員児童手当受給状況証明書欄の証明がされていないものは受け付けできません。
- ・昨年度、釧路市より子育て世帯臨時特例給付金を受給されている方で、今年度も同一口座への振り込みを希望される方は、通帳等の写しは不要です。
- ・上記以外の方は、受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳等の写しを必ず添付してください。

問合せ先 釧路市「子育て世帯臨時特例給付金」コールセンター
(☎0120-195-350) 午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日は除く)
厚生労働省「子育て世帯臨時特例給付金」ダイヤル
(☎0570-037-192) 午前9時～午後6時(土・日曜日、祝日は除く)

臨時福祉給付金申請書は、8月中旬発送予定です！

臨時福祉給付金の対象になると思われる方へ、8月中旬より申請書を送付いたします。

※詳細につきましては広報くしろ8月号で紹介します。

- 提出書類 臨時福祉給付金申請書
 - 申請期限 平成27年12月30日(水) (郵送の場合は当日消印有効) まで。
 - 提出先 市役所本庁舎2階臨時・特例給付金対策室 他
※申請書は、同封の返信用封筒等にて提出してください。
- 問合せ先 市役所臨時・特例給付金対策室 (☎31-4500)

中部子育て支援拠点センターサテライトがオープンします

問合せ先 市役所こども育成課保育担当 (☎31-4541)

7月7日(火)、中部地区の子育て支援拠点センターの補完施設として、新橋六丁目ビル(イトーヨーカドー釧路店)3階(新橋大通6-2)にオープンします。

保育園や幼稚園に通う前のお子さんを持つ家庭の子育てを応援するために、お子さんの年齢に合わせた遊びや親子交流、子育てに関する情報を提供する他、育児や子どもの育ちに関する不安や、悩みを抱えているお母さんなどの相談に応える場です。どうぞお気軽にご利用ください。

なお、運営は保育・障がい者支援施設等を運営している社会福祉法人釧路愛育協会が実施するため、連携を取りながら幅広い相談に対応できます。

こんな応援をしています

●子育て相談

独りで悩まずお気軽にご相談ください。

受付 午前10時～午後2時30分

●子育て講座など

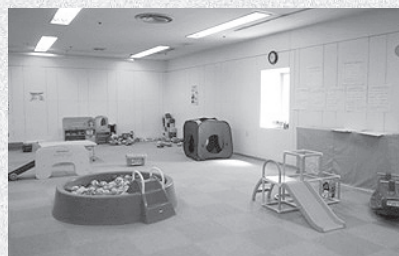
子どもの健康、食育に関する講座、乳児の親子遊び(わらべうた、絵本読み聞かせ)など親子で楽しみながら、交流する講座です(詳細はお問い合わせください)。

住所 新橋大通6-2 新橋六丁目ビル(イトーヨーカドー釧路店)3階

開館時間 月～土曜日午前10時～午後3時

休館日 日曜日、祝日、12月31日～1月5日

問合せ先 オープン前の上記内容については社会福祉法人釧路愛育協会釧路愛光保育園(☎36-3142)へお問い合わせください。



市長から皆さんにお伝えしたい vol.38

「よちよちキッズ てくてくプラン」がスタートしました

我が国における少子化問題は、社会経済の根幹を揺るがしかねない、「待ったなし」の課題となっています。子どもは社会の希望であり、未来への力です。次代を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備し、子どもが健やかに育つことができる社会を実現するため、今、総合的な取り組みが求められています。

このことから「釧路市子ども・子育て支援事業計画～よちよちキッズ てくてくプラン」を策定し、釧路市が向こう5年間において、子ども・子育て支援に係るさまざまな事業の提供体制をどのように確保していくかを定めました。

この計画の基本理念を「生まれる喜び、はぐくむ喜び、寄り添う喜び-それぞれの笑顔が輝くまち・釧路」とさせていただきます。

「生まれる」とは子どもたち、「はぐくむ」とは子育て世帯、さ

らに「寄り添う」とは地域や企業をはじめとする社会全体を指し、子どもたちへの支援、子育て世帯に対する支援の充実と、社会全体がこれを支えていく気運の醸成を通してまちの活性化が図られていくとの願いを込めたものです。

この計画を着実に推進していくためには、行政や関係機関、地域の団体・企業、そして市民の皆さまが共に協働し、子育てしやすい環境づくりにそれぞれの立場で取り組んでいく必要があります。

今後とも、皆さまと共に、「よちよち」と人生をスタートさせた子どもたちが、「てくてく」と歩くまでにしっかりと育まれるよう努力を続けてまいりたいと考えております。

釧路市長 蝦名大也